



薬食発第 0421003 号
平成 17 年 4 月 21 日

(社) 日本医師会会長
 (社) 日本薬剤師会会長
 (社) 日本看護協会会長
 (社) 日本病院会会长
 (社) 全日本病院協会会长
 (社) 全国自治体病院協議会会长
 (社) 日本病院薬剤師会会长
 (社) 日本臨床衛生検査技師会会长

} 殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合せることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年2月に国内においてvCJDの発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の1のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、下記について、特段の御配慮を賜りますよう、貴会会員に対し周知方よろしくお願ひいたします。

なお、下記の内容については、日本輸血学会等において問い合わせを受け付けますので、御不明の点は別紙連絡先へ照会いただきますよう、併せて周知願います。

記

- 1 輸血療法委員会の設置、定期的な開催、適正使用推進への取組（院内の輸血療法の現状把握、問題点の解析及び改革のための院内使用指針の策定、活用を含む。）
- 2 血液製剤の適正使用に係る各種指針等の活用（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考に使用量削減に取り組むことを含む。）
- 3 輸血部門の責任医師の配置、同部門による輸血関連業務の一元化

<照会先>

○高橋孝喜

東京大学医学部附属病院輸血部教授

(薬事・食品衛生審議会血液事業部会適正使用調査会座長、日本輸血学会総務幹事)

電話：03-3815-5411（内線3516）

FAX：03-3816-2516

○高松純樹

名古屋大学医学部附属病院輸血部教授（日本輸血学会会長）

電話：052-744-2653

FAX：052-744-2656

○半田 誠

慶應義塾大学医学部輸血・細胞療法部長 助教授

電話：03-3353-1211（代表）

FAX：03-3353-9706

○大戸 齊

福島県立医科大学医学部附属病院輸血・移植免疫部教授

電話：024-547-1536

FAX：024-549-3126

○佐川公矯

久留米大学医学部附属病院副院長

臨床検査部 教授 部長

電話：0942-31-7650（輸血部門）

FAX：0942-31-7731（輸血部門）



薬食発第 0421004 号

平成 17 年 4 月 21 日

日本医学会会長
日本外科学会会长
日本心臓血管外科学会会长
日本消化器外科学会会长
日本胸部外科学会会长
日本脳神経外科学会会长
日本整形外科学会会长
日本産婦人科学会会长
日本耳鼻咽喉科学会会长
日本泌尿器科学会会长
日本血液学会会長
日本救急医学会理事長
日本麻醉科学会会长
日本消化器病学会会長
日本癌治療学会会長
日本臨床腫瘍学会会長
日本小児外科学会会长

殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって、一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合せることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月、国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供

給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

ついては、貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、下記について御配慮いただくとともに、貴会会員に対する周知方よろしくお願ひいたします。

記

- 1 血液製剤の適正使用に係る各種指針等の活用（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）
- 2 貴学会におけるワーキンググループの設置、総会時のシンポジウムの開催、ホームページ・学会誌等への上記1に関する記事の掲載等血液製剤の適正使用に関する議論を促す場の確保



薬食発第 0422002 号
保医発第 0422001 号
平成 17 年 4 月 22 日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長
(公印省略)

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクにかんがみ、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年2月に国内においてvCJDの発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の1のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用（輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力を願いしているところです。

貴職におかれでは、もとより医療保険に係る様々な機会（レセプト審査等）において種々の御努力を賜っているところですが、この度の事態の緊急性にかんがみ、改めて、血液製剤の適正使用に係る各種指針※等について御留意いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、本通知については、別途審査支払機関あて通知していることを申し添えます。

※ 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（平成11年6月10日付け医薬発第715号厚生省医薬食品局長通知別添1及び別添2）、血小板製剤の使用基準（平成6年7月11日付け薬発第638号厚生省薬務局長通知別添報告書）



薬食血発第 0422003 号
保医発第 0422002 号
平成 17 年 4 月 22 日

社会保険診療報酬支払基金理事長

社団法人 国民健康保険中央会会長

} 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

厚生労働省保険局医療課長

血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクにかんがみ、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年2月に国内においてvCJDの発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の1のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用（輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力を願いしているところです。

貴職におかれでは、もとより医療保険に係る様々な機会（レセプト審査等）において種々の御努力を賜っているところですが、この度の事態の緊急性にかんがみ、改めて、血液製剤の適正使用に係る各種指針※等について御留意いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、本通知については、別途地方社会保険事務局長あて通知していることを申し添えます。

※ 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（平成11年6月10日付け医薬発第715号
厚生省医薬食品局長通知別添1及び別添2）、血小板製剤の使用基準（平成6年7月11日付け薬
発第638号厚生省薬務局長通知別添報告書）



薬食発第 0413001 号
平成 17 年 4 月 13 日

文部科学省高等教育局医学教育課長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとすることとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあります。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

ついては、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用（輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力をお願いしているところです。

貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、御協力・御支援いただくとともに、医科大学、医学部における医学教育の中での血液製剤の適正使用に係る教育の充実についても特段の御配慮を賜りますよう、貴管下教育機関及び医療機関に対し周知方よろしくお願いいたします。

* 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（厚生省医薬食品局長通知、医薬発第 715 号、平成 11 年 6 月 10 日）、血小板製剤の使用基準（厚生省薬務局長通知、薬発第 638 号、平成 6 年 7 月 11 日）